



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名 **清水建設株式会社**
 代表者名 取締役社長 井上 和幸
 上場取引所 東証・名証各第1部
 コード番号 1803
 問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部
 栗本 尚幸
 TEL. 03-3561-1111 (大代表)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を100株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年7月1日(土)

(ご参考)平成29年7月1日をもって、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位も100株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 <u>(新設)</u>	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第8条(単元株式数)の変更は、平成29年7月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>なお、本附則は、第8条の変更の効力発生後、削除する。</u>

以上